

決算期末の売買に関するガイドライン

2000年 3月22日制定
2004年11月 1日改正
2008年 6月20日改正
2014年 4月 1日改正
2023年12月29日改正
日本取引所自主規制法人

このガイドラインは、決算期末において買付けを行う者やその注文を受託する取引参加者が、相場操縦的行為等の規制の趣旨を踏まえて円滑に買付け等を行うことができるよう、決算期末において買付けの注文を受託する取引参加者が注意する事項や、その買付けについて相場操縦的行為等のおそれがある行為の有無の調査に関し、当法人が主に注視している行為形態等を取りまとめたものです。

なお、このガイドラインは、法令等の正式な解釈を示すものではありませんので念のため申し添えます。

1. 決算期末の特殊性と留意点

一般的に、有価証券の終値は、新聞紙面に掲載されるなど広く一般に周知される情報であり、また、保有株券や担保として預託される株券等の評価の基礎として使用されています。そして、特に決算期末における有価証券の終値は、保有有価証券の評価基準として、企業の決算に反映されるなどのために、その価格の社会的な意義は極めて大きいものとなっています。

こうした状況を背景に、有価証券を保有する者等は、決算期末においてその価格を意図的に操作する可能性があります。このような行為は相場操縦的行為に該当するおそれがあり、また、価格を意図的に操作する注文を安易に受託・執行することは法令で金融商品取引業者の禁止行為とされている作為的相場形成に該当するおそれがあります。

そのため、受託金融商品取引業者におきましては、決算期末に売買注文の受託をするにあたり、注文を発注する顧客の属性（先に述べたような価格を操作するインセンティブを有しているかどうか）、その決算期末以外の売買状況、投資目的、買付株数、買付価格等につきまして、十分に注意を払うことが肝要です。

2. 当法人が注視する行為形態

当法人は、決算期末の特殊性に鑑み、月末日（原則として、各月の最終営業日を対象とします。ただし、買付者等が月中に決算期末を迎える場合もあるため、そのような場合は当該決算期日も対象とします。）等における買付けが、保有有価証券の評価価値を高めること等を目的としたものかどうか調査する場合には、主に次の行為形態を注視しています。

なお、以下の項目に該当した場合には、更に、買付者の属性、当該有価証券の保有状況、他の日における売買状況等について調査を行うこととしています。また、以下の行為形態以外の行為について違法性がないとされるものではありませんのでご注意ください。

項目	内容
買上がり	月末日及びその前営業日において、直前約定価格又は気配価格を上回る価格での買付けを反復継続して行っているかどうか。
維持的買付け	月末日及びその前営業日において、直前の約定価格の水準を買い支えるような買付けを反復継続して行っているかどうか。
立会終了接近時における価格変動	月末日における午後立会終了前 15 分以内に買付けを行い、当該買付直前の価格から 3%以上変動させているかどうか。
会社関係者等の買付関与率	月末日以前の 5 営業日において、当該期間の売買高の 25%を超えて買い付けている当該有価証券の発行者又は会社関係者等（当該有価証券の発行者の関係者（※）、大株主等）がいるかどうか。ただし、流動性の低い銘柄についてはそのシェアを勘案する。

※ 発行者が上場会社の場合は、その親会社・子会社・関係会社及びそれらの役職員をいい、発行者が投資法人の場合は、投資法人の役員、資産運用会社・資産運用会社の親会社（スポンサー）及びそれらの役職員をいいます。

3. 注視対象から除外される取引

（1）次の買付けについては注視する対象とはしません。

- ①株式会社東京証券取引所業務規程第 41 条の規定による過誤訂正等の買付け
- ②ToSTNeT での買付け
- ③有価証券オプションの権利行使により成立する有価証券の買付け

(2) 次の買付けについては、有価証券の流通の円滑化を図るために必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと当法人が認める場合には、相場操縦的行為として調査する対象とはしません。また、次の買付けについては、「会社関係者等による買付関与率」の数値基準には含みません。

- ①顧客の注文を執行する際に生じた過誤による買付け
- ②共同買付累積投資業務に係る買付け
- ③有価証券ミニ投資に係る買付け
- ④顧客の注文に応じるための立会内取引でのマーケットメイク的な買付け
- ⑤顧客の立会外での注文に応じるために、立会内取引であらかじめ行うポジション造成及びヘッジのための買付け
- ⑥顧客に売り向かった後に行うショート・カバーのための買付け
- ⑦指数先物取引等に係る裁定取引に伴う買付け
- ⑧指数先物取引等のヘッジに伴う買付け
- ⑨有価証券店頭デリバティブ取引のヘッジに伴う買付け
- ⑩有価証券オプション取引に係る裁定取引に伴う買付け
- ⑪有価証券オプション取引のヘッジに伴う買付け
- ⑫投資信託受益証券の取引に係る裁定取引に伴う買付け
- ⑬投資信託受益証券の取引のヘッジに伴う買付け
- ⑭信託により投資信託受益証券を取得することを目的として、当該投資信託受益証券の取得に必要な数量の範囲内で行う買付け
- ⑮新株予約権証券、新投資口予約権証券、新株予約権付社債券、株券預託証券及び交換社債券との裁定取引に伴う買付け
- ⑯新株予約権証券、新投資口予約権証券、新株予約権付社債券、株券預託証券及び交換社債券の取引のヘッジに伴う買付け
- ⑰あらかじめ選定した 25 銘柄以上の種類が同一である有価証券を同時に売買する取引であって、当該銘柄の売買に係る代金が当該取引に係る代金の合計額の 100 分の 4 を超えない取引に係る買付け

以 上